

# 新型コロナウイルス感染症対策に伴う時差勤務実施要領

高校教育課  
特別支援教育課

## 1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための混雑時間を避けた通勤や、学校の一斉臨時休業の措置に伴う子どもの送迎等に柔軟に対応できるよう、時差勤務を実施する。

## 2 実施期間

新型コロナウイルス感染症対策のために実施する臨時休業の期間

※上記実施期間において、校長が学校及び教職員の実情に即して決定すること。

## 3 実施所属

全ての県立学校

## 4 対象職員

実施が困難な教職員を除く全ての常勤の教職員（管理監督者（校長、副校長、教頭及び事務長をいう。以下同じ。）を含む。）

【実施が困難な教職員の例】

- ① 教育活動や学校運営に支障が生じる教職員
- ② 災害の発生により業務が生じた教職員

## 5 実施方法

- (1) 校長は、学校及び教職員の実情を踏まえ、朝型勤務（以下のA～D勤務）及び遅出勤務（以下のX～Z勤務）（通常の勤務時間が8:30～17:00でない学校にあっては、その始業時間は8時30分と、終業時間は17時との差の時間をA～Z勤務のそれぞれの始業時間と終業時間に反映して対応すること。以下同じ。）を承認する。

選択可能な時間枠	○ A勤務	【 7:15 ～ 15:45 】
	○ B勤務	【 7:30 ～ 16:00 】
	○ C勤務	【 7:45 ～ 16:15 】
	○ D勤務	【 8:00 ～ 16:30 】
	○ X勤務	【 9:00 ～ 17:30 】
	○ Y勤務	【 9:30 ～ 18:00 】
	○ Z勤務	【 10:00 ～ 18:30 】

- (2) 実施期間内において、時差勤務を実施する教職員は、勤務の開始時刻を変更する日の前日までに校長（または校長の指定する者（教頭、事務長等））に申し出る。
- (3) 校長は学校運営上支障がないと認めた場合は、内部事務総合システムにより勤務時間の割振変更<sup>※1※2</sup>を行う。
  - ※1 学校及び教職員の実情に即して柔軟に対応すること。なお、学校としての執務時間及び休憩時間については、時差勤務の実施を理由とした変更は行わない（勤務時間の割振りイメージは、別添参考資料1を参照）。
  - ※2 内部事務総合システムへの入力方法は、別添参考資料2を参照。
- (4) 校長は実施教職員の勤務状況を把握し、学校運営に支障が生じないよう適正な運用に努める。

## 6 留意事項

- (1) 実施教職員は原則定時（勤務時間の割振変更を行った後の勤務終了時間）に退庁する。
- (2) 各学校で設定した実施期間中においては、会議・打合せは必要最小限にとどめる。
- (3) 管理監督者は実施教職員に対して定時退庁の声かけを行う。
- (4) 実施教職員が退庁する際に、教職員間で口頭引継ぎを行う。
- (5) 各学校においては、取組を実施していることや執務時間は変更しないこと等を在校生及び来校者に対して周知する。